

「自動二輪車通学を希望する方へ」
自動二輪車等で通学を希望する場合は、申請して許可を受ける必要があります。
以下の手順で申請してください。

【申請条件】

次の①から④のすべてに該当する人

- ① 学部4年次生以上又は大学院生である。
- ② 深夜に至る研究又は夜間・早朝にしか出来ない実験等で公共交通機関が利用できない等の事情がある。
- ③ 現住所から津島キャンパスまでの通学最短距離が片道2km以上である。
(距離の確認は安全管理課で行います。)
- ④ 申請する時点で自動二輪車等の運転免許を取得している。

次のアからエのいずれかに該当する人(特殊な事情がある人)

- ア 身体に障害がある。
- イ 親族の保育又は介護のため、通学途上に車両で送迎を行う必要がある。
- ウ 社会人学生で勤務先から直接通学する必要がある。
- エ その他特殊事情により、部局長の承認を得られた人。

入構許可申請書(様式)・入構許可申請用封筒用紙(様式)をダウンロードする。

記入要領・記入例にそって、申請書・封筒用紙に必要事項を記入する。

必要書類をそろえる。

○ 現住所が確認出来るものをご用意ください。(免許証・郵便物等)

以下は、特殊事情がある方のみ必要(社会人学生を除く)

- 理由書を添付してください。(A4サイズ様式任意)
- 特殊事情を証明できる書類を添付してください。(A4サイズ)
 - ・ 障害等の期間・程度がわかる書類のコピー(障がい者・妊婦)
(障害者手帳・母子手帳(氏名・出産予定日の記載欄等)、診断書など)
 - ・ 保育の状態がわかる書類のコピー
(「在園証明書」・「支給認定証」・「給付認定通知書」等で在園期間(有効期間)が確認できる書類(「保育利用決定通知」を除く))
 - ・ 介護の状態・程度がわかる書類のコピー
(要介護状態区分等が表記された書類(在宅介護は、頻度等の明記))
 - ・ その他理由を確認できる書類のコピー



本部棟は農学部の北側にあります。

指導教員に申請書へ記名・押印してもらう。

入構許可申請用封筒用紙を角2封筒(縦332mm・横240mm)の表面にはがれないように貼り付ける。

封筒に申請書を入れ、本部棟3階安全衛生部に持って行く。(封はのり付けしない。)
(部局長の承認が必要な場合は、所属の教務担当に持って行く。)

【注意事項】

※許可しない場合は個別に連絡します。

・入構を許可する場合は、所属学部・研究科の教務学生担当又は研究室へ許可証等を送付するので、受け取りに行ってください。

・受け取った封筒の中に、お知らせ・駐車許可証(シール)が入っているか確認してください。

・駐車許可証(シール)は、燃料タンクなどの見やすい場所に必ず貼り付けてください。

・構内において、自動車・バイクを運転する者は、「安全運行を保持する義務」を負います。

「国立大学法人岡山大学(津島地区)構内交通規制等実施要項」から抜粋

第3条 津島地区構内で車両を運転する者は、学内標識その他の規制に従い、安全運行を保持する義務を負うものとする。

2 津島地区構内における車両の制限速度は、時速20kmとする。

3 津島地区構内における車両の運行は、原則として門から第4条に定める駐車場等までの間に限るものとし、構内の施設間の移動に際して車両を使用することは、特別の事情がある場合を除き、これを認めない。

・特殊事情により申請を希望する場合、ご不明な点は安全衛生部安全管理課(086-251-7289・7127・8985)にご相談ください。

・車両2台目を申請される方は、特殊事情となります。理由書を添付するとともに、所属の部局長の承認が必要です。